

宇部市水道局工事執行規程

令和四年四月一日
水道事業管理規程第五号

(目的)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う建設工事であつて建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定するもの（以下「工事」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第二条 管理者が行う工事の執行については、宇部市工事執行規則（昭和四十七年規則第十八号。以下「規則」という。）の諸規定を準用する。この場合において、規則のうち「市」とあるのは「局」と、「市長」とあるのは「管理者」と、規則第六条条文中の「財務規則第九十四条」とあるのは「宇部市水道局契約規程（令和四年水道事業管理規程第三号。以下「契約規程」という。）第二条」と同じく「財務規則第九十五条」とあるのは「契約規程第三条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
(宇部市上下水道局長工事執行規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局工事執行規程（平成二十六年管理規程第五号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局工事執行規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。